質問第七五号平成三十一年三月五日提出

問主意書

北方領土がロシアに実効支配されている状態を「不法占拠」と明確に言わない理由に関する質

出者 初鹿明博

提

北方領土がロシアに実効支配されている状態を「不法占拠」 と明確に言わない理由に関する質

問主意書

北方領土に対する政府の見解に関する再質問主意書」 (平成三十一年二月二十二日提出質問第五七号)

において、 「政府の法的評価」の具体的な内容と北方四島がロシアに「不法占拠」されているという認識な

のか「不法占拠」という用語を用いて回答するよう質問したにもかかわらず、 「北方領土に対する政府の見

解に関する再質問に対する答弁書」 (内閣衆質一九八第五七号)で「不法占拠」という用語を用いることな

く、問いに対して正面から答えませんでした。

北 方領土は、 我が国が主権を有する島々であると法的評価していることは答弁していますが、 再質問で改

めて伺ったのは、 現在、 ロシアに実効支配されている状態が不法占拠にあたると認識しているかどうかであ

り、この点について明確な答弁はされておりません。

内閣府のホームページに「ソ連、ロシアにより法的根拠のない形で占拠が続いています」、外務省のホー

ムページに 「今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いています」との記載があるにもかかわら

ず、この間、 北方領土に関する政府答弁は安倍総理の答弁も含めて、 「北方領土は我が国が主権を有する

島々」とは言うものの「不法占拠」との用語を用いることを避けています。

また、本年二月七日の 「北方領土返還要求全国大会」にて採択されたアピールにおいても、 これまで用い

られてきた「不法占拠」という用語が用いられませんでした。

内閣府、外務省のホームページに「不法占拠」である旨を記載し、内閣府が主催組織の構成団員として毎

年開催される「北方領土返還要求全国大会」において、これまで採択されてきたアピールでも「不法占拠

という用語を用いて強く抗議してきたにもかかわらず、昨年末以降、頑なに「不法占拠」という用語を用い

なくなっていることに非常に疑問を感じます。

そこで伺いますが、 政府は、 現在、 ロシアが実効支配している状態を「不法占拠」であると明確に述べる

ことを避けているのか、 政府の見解をお示しください。また、 「不法占拠」という用語を用いないで答弁す

るのであれば、その理由を明らかにしてください。

右質問する。